

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等（案）に対する意見公募要領

令和6年9月20日
経済産業省
大臣官房産業保安・安全グループ
鉦山・火薬類監理官付

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

火薬類取締法施行規則等で定める技術基準について、火薬類による危害の防止を図りつつ、現在の社会環境や技術水準に合わせた合理的な運用とするため、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会を踏まえ、火薬類の技術基準の一部について改正を行うこととしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

- (1) 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）
- (2) 平成七年通商産業省告示第七百七号（火薬類取締法施行規則第六十三条の規定による安定度試験用の遊離酸試験器等を指定した件）を廃止する告示（案）
- (3) 昭和四十九年通商産業省告示第五十九号（火薬類取締法施行規則第二十三条第四項及び第六項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離）を改正する告示（案）
- (4) 火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造・貯蔵）（案）
※火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造・貯蔵）は、令和3年10月15日付け20211011保局第2号（火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について）の別添として位置づける。

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布
経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 鉦山・火薬類監理官付
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館9階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年9月20日（金）～令和6年10月21日（月）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）

の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 鉱山・火薬類監理官付
パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bz1-kayaku-anzen1@meti.go.jp

（電子メールの件名を「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等（案）に対する意見」として下さい。）

※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

